

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 39 年 3 月までの期間、41 年 4 月、同年 5 月及び 41 年 10 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 41 年 4 月及び同年 5 月
③ 昭和 41 年 10 月から 44 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和 45 年ごろに自宅に集金に来た役場の職員に 2 回に分けて合計 2 万円ぐらいの額を納付したことを記憶しているため、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、申立人が供述する納付時期は第 1 回特例納付（昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月まで実施）の実施時期とおおむね符合する上、申立人が供述する納付額は、申立期間の国民年金保険料を第 1 回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね符合する。

さらに、申立期間③である昭和 41 年 10 月以降の国民年金加入期間は、申立人の夫が厚生年金保険に加入していたことから、本来、申立人は任意加入被保険者となるべき期間であるが、記録上は強制加入被保険者として整理されていることから、申立人が申立期間③の国民年金保険料を特例納付することは可能であったものと推察される。

加えて、申立人の申立期間当時の記憶は鮮明かつ具体的である上、申立人が供述する職員は、申立期間当時の当該町の国民年金担当者であったことが確認できることから、申立内容に不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、44年4月から45年3月までの期間、46年4月から49年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで
③ 昭和46年4月から49年9月まで

国民年金には、母親と一緒に加入手続きし、最初のころは100円ぐらいの印紙を国民年金手帳に貼付して納付していたことを覚えている。

申立期間を含む昭和36年4月から49年9月までの国民年金保険料の納付については、5年以上前から社会保険事務所に納付事実を照会しており、このうち37年4月から44年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の合計8年間の納付事実については、平成20年5月になって納付記録が確認されたとの回答を得たが、昭和49年10月に厚生年金保険に加入するまでは国民年金保険料を納付していたと記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年3月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人がこのころに国民年金に加入手続きしていたとすれば、申立期間①の国民年金保険料は現年度納付が可能であり、申立期間①当時に申立人と同居していたとする申立人の母親は申立期間①の国民年金保険料を納付済みである。

また、町が保管する申立人の被保険者記録により、申立人は申立期間②前の昭和42年4月から44年3月までの保険料を現年度納付し、申立期間②後の45年4月から46年3月までの国民年金保険料を45年4月9日に前納していたことが確認できることから、申立期間②の保険料を納付していなかった申立人が、昭和45年度保険料だけを前納していたとは考

え難い上、申立人は 45 年 4 月 9 日の時点で申立期間②を現年度納付することが可能であった。

さらに、申立期間③については、社会保険庁の記録によれば、申立人は平成 20 年 5 月 29 日に、国民年金の被保険者資格喪失年月日を厚生年金保険資格取得日である昭和 49 年 10 月 17 日に訂正されるまで、申立期間②後の 45 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失した記録とされていたが、申立人がこの時に被用者年金に加入していた形跡は見当たらず、申立人がこの時に被保険者資格を喪失する理由は認められない上、町が保管する申立人の被保険者記録によれば、申立人は社会保険庁の記録において被保険者資格を喪失したと記録されている直後の 45 年 4 月 9 日に昭和 45 年度保険料を前納した記録とされている一方、前納記録がある場合、社会保険庁では、特殊台帳を整備し、被保険者記録を管理することとしているが、申立人には特殊台帳が存在していないことから、申立期間当時、行政側の事務処理に不手際があったものと推察される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで
国民年金には、結婚後、義母が昭和36年7月ごろにA町役場で加入
手続してくれたはずであり、義母から「あなたの国民年金保険料も私が
家族みんなの分と一緒に納めている」と聞かされており、その当時同居
していた家族が納付済みであるのに、私だけ未納とされていることに納
得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は24か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、申立期間当時に申立人と同居していた申立人の夫、義母及び義弟は、国民年金制度準備期間中である昭和35年11月14日にA町に連番で払い出された記号番号により、同年10月1日に資格取得していたことが確認できる上、いずれも申立期間の国民年金保険料を納付済みであることから、申立人の家族の納付意識は高かったものと推察される。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号の前後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和38年9月ごろにA町に払い出されたものと推察され、申立人がこのころに国民年金に加入手続していたとすれば、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である上、38年当時は市町村において過年度保険料を収納していたことから、納付意識の高かった申立人の義母が、申立人の加入手続だけを行い、申立期間の保険料を納付しない事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

国民年金には、祖父がA町役場で加入手続し、国民年金保険料は家計を管理していた祖父が、両親の保険料と一緒に自治会の集金人に現金で納付していたと記憶しているので、申立期間について両親が納付済みであるのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時に申立人と同居していたとする申立人の両親は申立期間の保険料を納付済みである。

さらに、社会保険庁が保管する台帳管理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年2月19日にA町に払い出されていることが確認でき、申立人がこのころに国民年金に加入手続していたとすれば、申立人は申立期間の保険料を現年度納付することが可能である上、申立人は申立期間前の59年10月から60年3月までの国民年金保険料を、加入手続後の61年4月16日に過年度納付していることが確認でき、申立期間よりも古い期間の保険料を加入手続の直後に過年度納付していた申立人が、申立期間の保険料だけを納付しない事情は見当たらない。

加えて、申立人が供述する申立期間当時の納付方法は、A町における現年度保険料の収納方法と符合しており、申立内容に不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から51年8月まで

昭和36年4月ごろにA市で国民年金に加入し、自宅に来た集金人に納付していたが、夫が公務員になったころに、小姑から「公務員の妻は国民年金保険料を納付しなくても良い」と聞かされ、国民年金保険料の納付をしばらく休んでいたことを覚えている。

その後、昭和55年ごろに、A市役所に勤めていた知人から、納付を休んでいた期間の保険料を^{さかのぼ}遡って納付できることを聞かされ、その期間の保険料をその知人にまとめて納付したと記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

現在使用している申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月17日に国民年金に任意加入した際の記号番号であるが、社会保険庁の記録により、申立人は国民年金制度準備期間中である36年3月14日にA市において別の記号番号が払い出されていたことが判明し、連番で記号番号が払い出されているその夫と共に同月に被保険者資格を取得していたことが確認できる。この記号番号及び被保険者資格は、その後、取消しとなっているが、申立人は、36年当時において国民年金の強制加入被保険者に該当していたことから、制度上、被保険者資格が取り消される理由はなく、行政機関において不適切な事務がなされたものと認められる。

また、申立人が供述する昭和36年当時の納付額及び納付方法は、その当時の保険料額及びA市における収納事務と符合していることから、申立人の申立内容に不自然さは見られず、申立人は、その夫が公務員になったころまで国民年金保険料を納付していたと供述していることを踏まえると、申立人の夫が共済組合に加入した37年3月の前月まで納付して

いたものと推認できる。

一方、申立人は昭和 55 年ごろに、未納としていた期間の国民年金保険料をまとめて納付したと供述しているが、申立人が供述する納付額は、その当時に遡^{そきゆう}及納付する場合に必要な納付額とは符合しない上、55 年当時の A 市における国民年金保険料の収納事務とも符合していない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

昭和 47 年に A 市で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、自宅前に停車していた A 市の納税巡回車で納付していた。58 年 4 月に B 市に転居した時に、任意加入であることを知らされ、生活が大変だったので 58 年 4 月及び同年 5 月の 2 か月分の国民年金保険料を納付した後で国民年金を止めたと記憶しているので、申立期間が未納・未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁の記録により、申立人は申立期間前後の国民年金保険料を前納又は現年度納付していたことが確認でき、申立期間当時の申立人の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人が供述する申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は、申立期間当時の A 市における国民年金保険料の収納事務と符合しており、供述に不自然さは認められない。

加えて、申立人が所持する昭和 47 年 5 月 6 日発行の国民年金手帳には、申立人が 47 年 4 月 22 日に国民年金に任意加入した記録が確認できる一方で、資格喪失年月日の記載は無いことなどから、当時、行政側の事務処理に不手際があったものと推察される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。